

令和4年1月18日

第110回 神戸市個人情報保護審議会

住民記録システム情報・課税システム情報を  
活用した所得・課税証明発行にかかる  
審査アシストシステムの構築について

(企画調整局)

神企デ第 3969 号  
令和 4 年 1 月 17 日

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜進



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

住民記録システム情報・課税システム情報を活用した  
所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステムの構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」)

担当：企画調整局デジタル戦略部

住民記録システム情報・課税システム情報を活用した  
所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステムの構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」)

【電子計算機処理する情報】

○住民記録システムから情報連携する項目

住記個人番号

氏名カナ

生年月日

郵便番号

通称名カナ

AL 氏名カナ

○課税システムから情報連携する項目

業務宛名番号

課税年度

## 住民記録システム情報・課税システム情報を活用した 所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステムの構築について

### 1. 趣旨

現在、神戸市でも、行政手続きのオンライン化が進められており、市民がオンライン申請を行う機会が増加している。その中で、所得・課税証明に関してもオンライン申請が行われており、市民はスマート申請システムを利用して、求める年度の所得・課税証明を申請することができる。スマート申請システムは、行政手続きのオンライン申請システムであり、LGWAN-ASP-AWS(Amazon Web Services)で構築されている。

オンライン申請を受けると、申請者が発行可能な対象者であるかどうか審査を行い、証明書を発行する事務処理を行うが、審査にあたっては、マイナンバー利用事務系のデータを参照する必要があるため、職員はスマート申請システムから申請者のデータを事務処理 PC にダウンロードし、マイナンバー利用事務系で 1 件ずつ検索して審査を行うことが通常となっている。しかし、これではオンライン申請で申請内容をデータで受領しているメリットを全く生かすことができず、行政側の事務処理は紙申請の場合と何ら変わっていない。

本実証実験を行い、申請データとマイナンバー利用事務系のデータをクラウド内で結合を行い、業務効率化が可能かどうか検証することは、業務効率化と迅速な市民サービスが求められる中では不可欠であり、極めて必要性が高い。

### 2. 具体的な作業内容

申請者データに対する審査業務のフロー

- ① 神戸市が構築している審査用クラウドの審査用データストレージに、住記・課税システムより抽出した審査用データを格納する。
- ② 市民がスマート申請システムより税証明発行申請を行うと、スマート申請システム内の受付用サーバーを経由して、審査用サーバーに申請者データが保存される。
- ③ スマート申請システム内の審査用サーバーより、神戸市審査用クラウドの審査用データストレージに対して、申請者と同一人物のデータが存在するか突合するための情報が送信される。
- ④ 審査用クラウドでは、突合するための情報提供を受けて、申請者と同一人物と判定できるデータが審査用クラウドの審査用データストレージに存在するか否かの審査結果を、スマート申請システムの審査用サーバーに返す。
- ⑤ 審査結果を付加した申請者データを、スマート申請システム内の審査用サーバーで保持し、職員が事務処理 PC からダウンロードして確認する。

### 3. 効果

市民がオンライン申請で申請したデータについて、証明書の発行可否をクラウド上で審査すること

が可能となり、業務の効率化が実現できる。

#### 4. スケジュール

令和4年1月末頃～令和4年3月末予定

#### 5. 個人情報の保護

本件に関し、「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

##### (1) システム上の保護

本システムの構成は、神戸市セキュリティ対策基準 5.1 に記載の「マイナンバー利用事務系と他の領域との分離（マイナンバー利用事務系から特定通信を行う外部接続先のインターネットとの接続を禁止）」に該当するが、以下のとおり安全性を確認し、神戸市セキュリティポリシーの例外措置が許可されている。

##### 《審査用アシストシステムに関する保護》

- ① 国内データセンターを利用する。
- ② 準拠法を日本法にし、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所に設定する。
- ③ 審査用クラウドを運用保守する際は、神戸市の情報系 IP からの接続に限定し、多要素認証を行う。
- ④ 審査用アシストシステムの利用ユーザは、事務処理 PC から審査用データへの直接的なアクセスは禁止する。
- ⑤ ストレージに接続(ダウンロード)できるユーザをデータ突合用プログラム専用ユーザのみに限定する。
- ⑥ ストレージ内のデータには暗号化を実施する
- ⑦ ユーザアクティビティ、リソースのログを取得する。
- ⑧ 不正アクセス検知、リソース・構成の変更情報の取得及び修復の自動化を実施する。

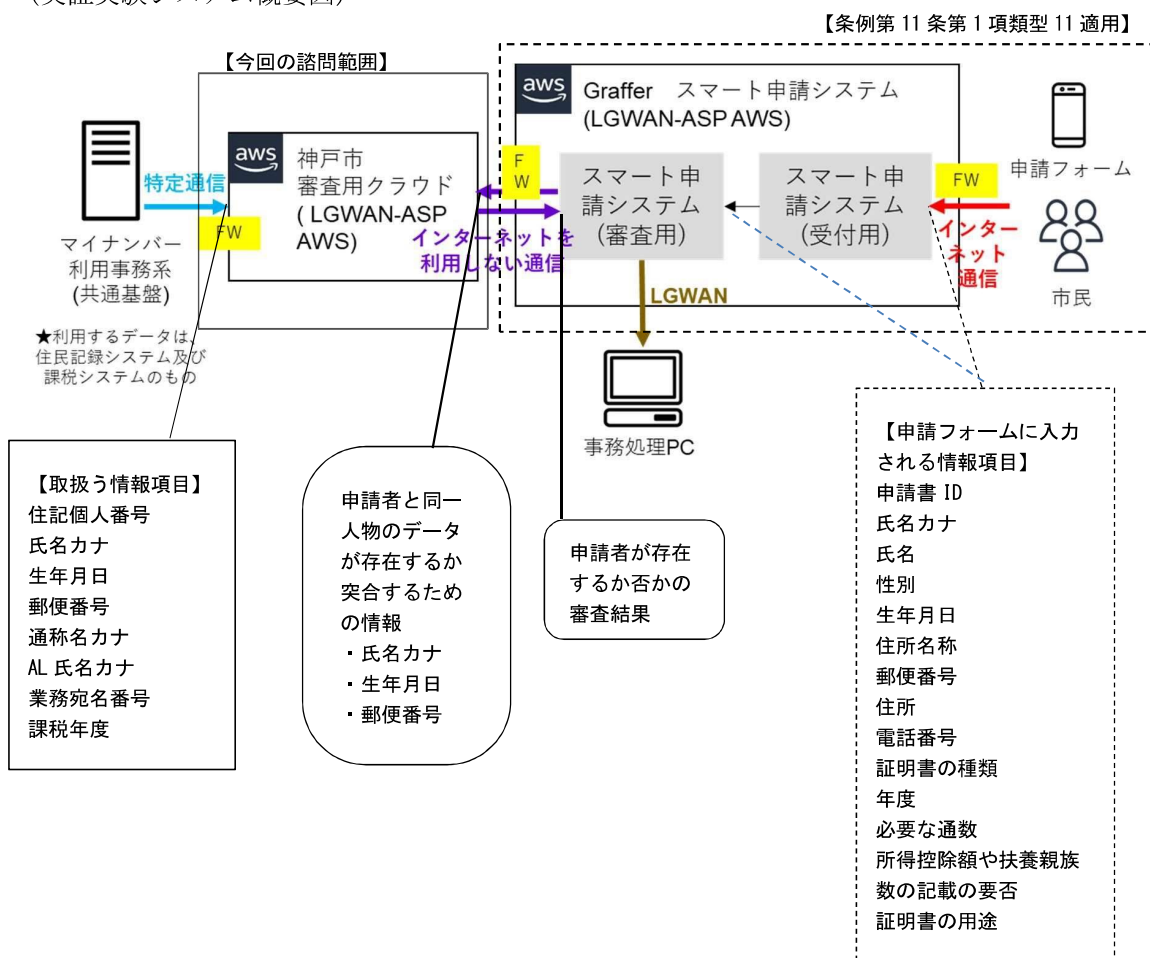
##### 《スマート申請システム及びスマート申請システムとの接続に関する保護》

- ① スマート申請システムは、個人情報保護条例第 11 条第 1 項類型 11(本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築)の適用を受けている。
- ② スマート申請システム内は、インターネットから申請を受け付ける申請用サーバーと、インターネットに接続していない審査用サーバーの 2 段階構成とし、神戸市の審査用クラウドと接続するサーバーは直接インターネットとの接続を持たない審査用サーバーとする。
- ③ 神戸市の審査用クラウドに接続できるのは、スマート申請システムの審査用サーバーの特定の通信のみとする。
- ④ スマート申請システムから、審査用クラウドへの接続は API 接続に限定し、全件検索でなくリクエストした単件データのみを返すよう制御・監視する。
- ⑤ スマート申請システムの審査用サーバーから事務処理 PC へは、片方向のダウンロードのアクセスのみ許可する。

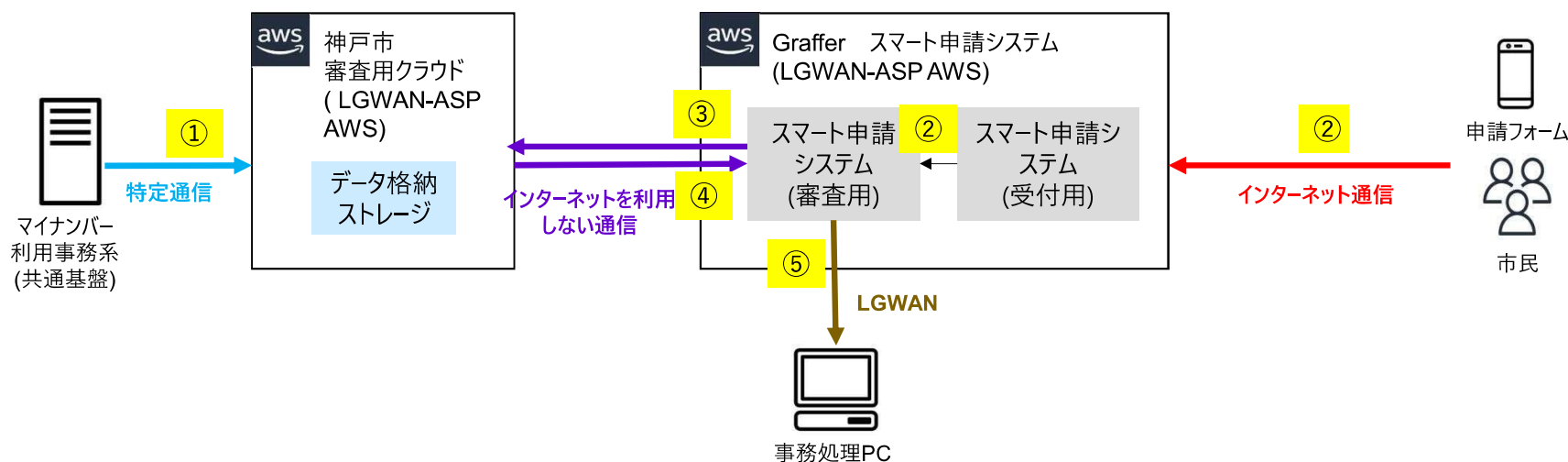
(2) 運用上の保護

- ① マイナンバー利用事務系から神戸市審査用クラウドへは必要最小限の情報のみをアップロードする。
- ② スマート申請システムの審査用サーバーから事務処理 PC へは審査結果のみを返す。

(実証実験システム概要図)



# 実証実験のシステム構成



## データ等の流れ

- ① 審査用データ：特定通信にて共通基盤から審査用クラウドへ保存される
- ② 申請データ：申請フォームに入力、スマート申請システム(受付用)から(審査用)に移送され、保存される。
- ③ 審査用クエリ：スマート申請から審査用クラウドへ、クエリリクエストが送られ、審査用クラウド内で審査が行われる。
- ④ リクエスト結果データ：③のクエリリクエストを受けて、審査用クラウド内で審査が行われた結果、審査結果データが返される。  
※④で返されるデータは審査結果データのみなので、実質的には、③からの片方向通信である。
- ⑤ 審査結果データ：スマート申請(審査用)内で、申請データに審査結果データを付与したデータが事務処理PCへダウンロードされる。

# 実証実験のシステム構成(セキュリティ対策)

